

屋根の雪下ろし費用を助成します！

三条市社会福祉協議会では、屋根の雪下ろしが困難な高齢者や障がい者等で構成される世帯に対して、冬期間の暮らしの安全を確保するため、屋根の雪下ろしにかかった費用の一部を助成します。

対象世帯

市内の自宅に居住し、本年度、**世帯全員の市民税が非課税**又はそれに準じ、次のいずれかに該当する世帯を対象とします。

- ① 75歳以上の高齢者のみ世帯（昭和18年3月31日以前生まれ）
- ② 75歳以上の高齢者と義務教育終了前（15歳以下）の児童・生徒のみ世帯
- ③ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者のみで構成される世帯
- ④ ひとり親世帯（親と義務教育終了前（15歳以下）の児童・生徒のみ世帯）
- ⑤ 上記①～④のみで居住している世帯

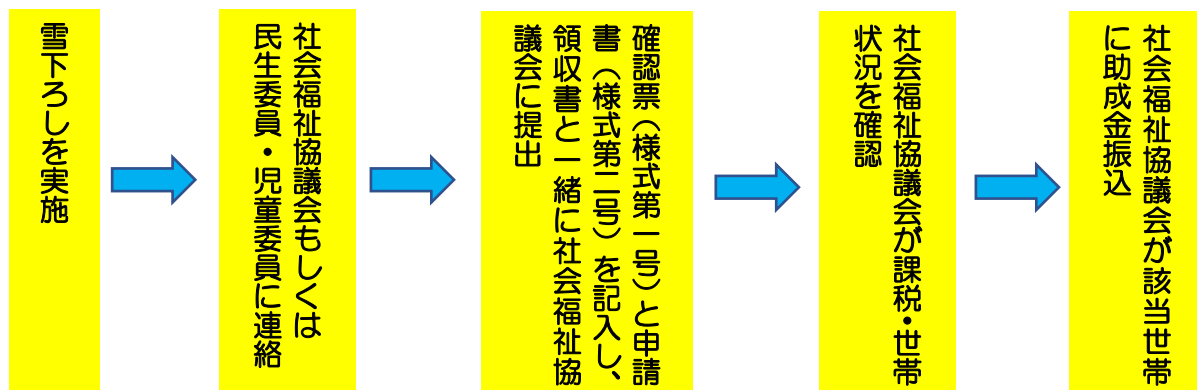
ただし上記①～⑤に関わらず、次に掲げる世帯は助成の対象になりません。

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 2親等内の親族から、労力による援助又は経済的な援助を受けることができる世帯
- ③ 12月から翌年3月までの間に、3か月を超えて入院または施設に入所、別世帯に同居する等、冬期間に3か月以上生活の見込みがない世帯

※市民税課税世帯には、6月中旬に市役所税務課から納税通知書が届いていますので、対象世帯の参考にして下さい。

申請方法

今年度から、雪下ろしをする前に申請する必要はなくなり、雪下ろしをしてから申請手続きを行います。申請の流れは以下の通りです。



※雪下ろし前に、対象になるか確認したい方は、社会福祉協議会もしくは担当の民生委員・児童委員にご連絡をお願いします。

助成額

1世帯雪下ろし1回につき15,000円を上限とし、1冬期間に2回まで助成します（一部地域は3回）。

問合せ先

三条市社会福祉協議会 生活支援係
三条市東本成寺2-1
TEL 33-8511

